



熊本県公報

号外 第 1 5 号
平成 29 年 3 月 31 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則…………… (団体支援課)	1
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	25
○熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (//)	25
○熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則…………… (//)	25
○熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則…………… (//)	25
○熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則…………… (//)	25
○熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則…………… (//)	26
○熊本県福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則…………… (//)	26
○熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境立県推進課)	27
○熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課)	27

規 則

熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 0 号

熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則
熊本県森林組合法施行細則（昭和 5 3 年熊本県規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（信託規程の承認の申請）

第 2 条 法第 1 0 条第 1 項の規定により承認を受けようとする森林組合は、森林組合信託規程承認申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 信託規程

(2) 信託規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

2 法第 1 0 条第 3 項の規定により承認を受けようとする森林組合は、森林組合信託規程変更（廃止）承認申請書（別記第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 信託規程の変更をしようとする場合にあっては、信託規程の新旧条文を記載した書類

(2) 信託規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（信託規程の変更の届出）

第 2 条の 2 法第 1 0 条第 4 項の規定により届出をしようとする森林組合は、森林組合信託規程変更届（別記第 2 号様式の 2）に次に掲げる書類を添えて知事に届け出るものとする。

(1) 信託規程の新旧条文を記載した書類

(2) 信託規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

第 4 条を次のように改める。

（共済規程の承認の申請）

第 4 条 法第 1 9 条第 1 項の規定により承認を受けようとする森林組合は、森林組合共済規程承認申請書（別記第 4 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 共済規程

(2) 共済規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

2 法第 1 9 条第 3 項の規定により承認を受けようとする森林組合は、森林組合共済規程変更（廃止）承認申請書（別記第 5 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

(1) 共済規程の変更をしようとする場合にあっては、共済規程の新旧条文を記載した書類

- (2) 共済規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
第4条の次に次の1条を加える。
(共済規程の変更の届出)
- 第4条の2 法第19条第4項の規定により届出をしようとする森林組合は、森林組合共済規程変更届(別記第5号様式の2)に次に掲げる書類を添えて知事に届け出るものとする。
 - (1) 共済規程の新旧条文を記載した書類
 - (2) 共済規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 第5条を次のように改める。
(林地処分事業実施規程の承認の申請)
- 第5条 法第24条第1項の規定により承認を受けようとする森林組合は、森林組合林地処分事業実施規程承認申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。
 - (1) 林地処分事業実施規程
 - (2) 林地処分事業実施規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 2 法第24条第3項の規定により承認を受けようとする森林組合は、森林組合林地処分事業実施規程変更(廃止)承認申請書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。
 - (1) 林地処分事業実施規程の変更をしようとする場合にあっては、林地処分事業実施規程の新旧条文を記載した書類
 - (2) 林地処分事業実施規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 第5条の次に次の1条を加える。
(林地処分事業実施規程の変更の届出)
- 第5条の2 法第24条第4項の規定により届出をしようとする森林組合は、森林組合林地処分事業実施規程変更届(別記第7号様式の2)に次に掲げる書類を添えて知事に届け出るものとする。
 - (1) 林地処分事業実施規程の新旧条文を記載した書類
 - (2) 林地処分事業実施規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 第6条の次に次の2条を加える。
(森林経営規程の承認の申請)
- 第6条の2 法第26条の3第1項の規定により承認を受けようとする森林組合は、森林組合森林経営規程承認申請書(別記第8号様式の2)に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。
 - (1) 森林経営規程
 - (2) 森林経営規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 2 法第26条の3第3項の規定により承認を受けようとする森林組合は、森林組合森林経営規程変更(廃止)承認申請書(別記第8号様式の3)に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。
 - (1) 森林経営規程の変更をしようとする場合にあっては、森林経営規程の新旧条文を記載した書類
 - (2) 森林経営規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- (森林経営規程の変更の届出)
- 第6条の3 法第26条の3第4項の規定により届出をしようとする森林組合は、森林組合森林経営規程変更届(別記第8号様式の4)に次に掲げる書類を添えて知事に届け出るものとする。
 - (1) 森林経営規程の新旧条文を記載した書類
 - (2) 森林経営規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 第7条を次のように改める。
(仮理事の選任等の請求)
- 第7条 法第53条又は法第98条の6の規定により請求をしようとする者は、森林組合(生産森林組合)仮理事選任等請求書(別記第9号様式)に仮理事(一時役員、代表理事又は理事の職務を行うべき者をいふ。)の選任又は総会若しくは総代会の招集を必要とする理由を証する書類を添えて知事に請求するものとする。
- 第8条の見出し中「定款変更」を「定款の変更」に改め、同条中「第61条第2項」の次に「(法第100条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「森林組合は」を「組合は」に、「森林組合定款変更認可申請書」を「森林組合(生産森林組合)定款変更認可申請書」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「変更しようとする」を削り、同条第3号中「総会議事録」を「定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録」に改める。
- 第8条の次に次の1条を加える。
(定款の変更の届出)
- 第8条の2 法第61条第4項(法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により届出をしようとする組合は、森林組合(生産森林組合)定款変更届(別記第10号様式の2)に次に掲げる書類を添えて知事に届け出るものとする。
 - (1) 定款の新旧条文を記載した書類
 - (2) 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 第9条中「第78条第1項」の次に「(法第100条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、「の申請」を「を受けようとする組合」に、「森林組合設立認可申請書」

を「森林組合（生産森林組合）設立認可申請書」に改め、「の各号」を削り、「行う」を「申請する」に改め、同条第 2 号中「次の事業年度」を「その翌事業年度」に改め、同条第 3 号中「創立総会議事録」を「創立総会の議事録」に改め、同条第 6 号中「設立準備会議事録」を「設立準備会の議事録」に改める。

第 1 0 条の見出し中「解散決議」を「解散の決議」に改め、同条中「第 8 3 条第 2 項」の次に「（法第 1 0 0 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を加え、「森林組合は」を「組合は」に、「森林組合解散決議認可申請書」を「森林組合（生産森林組合）解散決議認可申請書」に改め、「の各号」を削り、同条第 2 号中「解散の決議をした」を「解散決議をした」に改め、「總會」の次に「又は総代会」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(4) その他知事が必要と認める書類
 第 1 1 条中「第 8 3 条第 5 項」の次に「（法第 1 0 0 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を加え、「森林組合は」を「組合は」に、「森林組合解散届」を「森林組合（生産森林組合）解散届」に、「）により」を「）に解散した当時の財産目録及び貸借対照表を添えて」に改める。

第 1 2 条中「第 8 4 条第 2 項」の次に「（法第 1 0 0 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を加え、「の申請」を「を受けようとする組合」に、「森林組合合併認可申請書」を「森林組合（生産森林組合）合併認可申請書」に改め、「の各号」を削り、「行う」を「申請する」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 合併を議決した各森林組合又は日現在を「議決した当時」に改め、「各森林組合」の次に「又は各生産森林組合」を加え、同条第 5 号中「合併経過」を「合併の経過」に改め、同条第 6 号中「組合」を「森林組合若しくは生産森林組合」に改め、同条第 7 号中「各森林組合」の次に「又は各生産森林組合」を加え、「証明する」を「証する」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(9) その他知事が必要と認める書類
 第 1 4 条から第 1 6 条までを次のように改める。

(株式会社への組織変更の認可申請)
 第 1 4 条 法第 1 0 0 条の 8 第 1 項の認可を受けようとする生産森林組合は、株式会社への組織変更認可申請書（別記第 1 6 号様式の 2）に次の書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 組織変更をする理由を記載した書類
 - (2) 組織変更計画書
 - (3) 定款
 - (4) 組織変更計画を承認した總會又は総代会の議事録の謄本
 - (5) 組織変更計画を承認した当時の財産目録及び貸借対照表
 - (6) 債権者に対する公告及び催告の終了したことを証する書類
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- (合同会社への組織変更の認可の申請)

第 1 5 条 法第 1 0 0 条の 1 6 の認可を受けようとする生産森林組合は、合同会社への組織変更認可申請書（別記第 1 6 号様式の 3）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 組織変更をする理由を記載した書類
- (2) 組織変更計画書
- (3) 定款
- (4) 組織変更計画を承認した總會又は総代会の議事録の謄本
- (5) 組織変更計画を承認した当時の財産目録及び貸借対照表
- (6) 債権者に対する公告及び催告の終了したことを証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

第 1 6 条 削除
 別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

森林組合信託規程承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) 第 1 0 条第 1 項の規定により、信託規程の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 信託規程
- 2 信託規程の設定を議決した総会 (総代会) の議事録の謄本

- 備考
- 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

森林組合信託規程変更 (廃止) 承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) 第 1 0 条第 3 項の規定により、信託規程の変
更 (廃止) の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

変更 (廃止) の理由

- 添付書類
- 1 信託規程の新旧条文を記載した書類
 - 2 信託規程の変更 (廃止) を議決した総会 (総代会) の議事録の謄本

- 備考
- 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 2 号様式の 2 (第 2 条の 2 関係)

森林組合信託規程変更届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名

年 月 日の総会(総代会)において信託規程の変更を議決しましたので、森林組合法(昭和 5 3 年法律第 3 6 号)第 1 0 条第 4 項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

- 1 信託規程の新旧条文を記載した書類
- 2 信託規程の変更を議決した総会(総代会)の議事録の謄本

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式（第 4 条関係）

森林組合共済規程承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法（昭和 5 3 年法律第 3 6 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、共済規程の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 共済規程
- 2 共済規程の設定を議決した総会（総代会）の議事録の謄本

備考 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 5 号様式 (第 4 条関係)

森林組合共済規程変更 (廃止) 承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) 第 1 9 条第 3 項の規定により、共済規程の変更 (廃止) の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

変更 (廃止) の理由

- 添付書類
- 1 共済規程の新旧条文を記載した書類
 - 2 共済規程の変更 (廃止) を議決した総会 (総代会) の議事録の謄本

- 備考
- 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 5 号様式の 2 (第 4 条の 2 関係)

森林組合共済規程変更届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名

年 月 日の総会（総代会）において共済規程の変更を議決しましたので、森林組合法（昭和 5 3 年法律第 3 6 号）第 1 9 条第 4 項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

- 1 共済規程の新旧条文を記載した書類
- 2 共済規程の変更を議決した総会（総代会）の議事録の謄本

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第 6 号様式及び別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)

森林組合林地処分事業実施規程承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) 第 2 4 条第 1 項の規定により、林地処分事業実施規程の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 林地処分事業実施規程
- 2 林地処分事業実施規程の設定を議決した総会 (総代会) の議事録の謄本

- 備考
- 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 7 号様式 (第 5 条関係)

森林組合林地処分事業実施規程変更 (廃止) 承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) 第 2 4 条第 3 項の規定により、林地処分事業
実施規程の変更 (廃止) の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

変更 (廃止) の理由

- 添付書類
- 1 林地処分事業実施規程の新旧条文を記載した書類
 - 2 林地処分事業実施規程の変更 (廃止) を議決した総会 (総代会) の議事録の謄本

- 備考
- 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 7 号様式の 2 (第 5 条の 2 関係)

森林組合林地処分事業実施規程変更届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名

年 月 日の総会（総代会）において林地処分事業実施規程の変更を議決しましたので、森林組合法（昭和 5 3 年法律第 3 6 号）第 2 4 条第 4 項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

- 1 林地処分事業実施規程の新旧条文を記載した書類
- 2 林地処分事業実施規程の変更を議決した総会（総代会）の議事録の謄本

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第 8 号様式の次に次の 3 様式を加える。

別記第 8 号様式の 2 (第 6 条の 2 関係)

森林組合森林経営規程承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) 第 2 6 条の 3 第 1 項の規定により、森林経営規程の承認を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 森林経営規程
- 2 森林経営規程の設定を決議決した総会 (総代会) の議事録の謄本

備考 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 8 号様式の 3 (第 6 条の 2 関係)

森林組合森林経営規程変更 (廃止) 承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) 第 2 6 条の 3 第 3 項の規定により、森林経営規程の変更 (廃止) の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

変更 (廃止) の理由

- 添付書類
- 1 森林経営規程の新旧条文を記載した書類
 - 2 森林経営規程の変更 (廃止) を議決した総会 (総代会) の議事録の謄本

- 備考
- 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 8 号様式の 4 (第 6 条の 3 関係)

森林組合森林経営規程変更届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 森林組合の主たる事務所の
所在地

森林組合名

代表者氏名

年 月 日の総会(総代会)において森林経営規程の変更を議決しましたので、森林組合法(昭和 5 3 年法律第 3 6 号)第 2 6 条の 3 第 4 項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

- 1 森林経営規程の新旧条文を記載した書類
- 2 森林経営規程の変更を決議決した総会(総代会)の議事録の謄本

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第 9 号様式及び別記第 1 0 号様式を次のように改める。

別記第 9 号様式 (第 7 条関係)

森林組合(生産森林組合)仮理事選任等請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

森林組合法(昭和 5 3 年法律第 3 6 号)第 5 3 条第 1 項・第 3 項(第 9 8 条の 6)の規定により、仮理事の選任(総会(総代会)の招集)をしていただきたいので、下記のとおり請求します。

記

- 1 仮理事の選任(総会(総代会)の招集)を必要とする森林組合(生産森林組合)の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 仮理事の選任(総会(総代会)の招集)を必要とする理由

添付書類 仮理事の選任(総会(総代会)の招集)を必要とする理由を証する書類

- 備考
- 1 請求者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
 - 2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 1 0 号様式 (第 8 条関係)

森林組合 (生産森林組合) 定款変更認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合 (生産森林組合) の主たる事務所の
所在地

森林組合 (生産森林組合) 名

代表者氏名

印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) (第 1 0 0 条第 2 項において準用する同法) 第 6 1 条第 2 項の規定により、定款の変更の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 定款を変更する理由を記載した書類
- 2 定款の新旧条文を記載した書類
- 3 定款の変更を議決した総会 (総代会) の議事録の謄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

備考 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 1 0 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 1 0 号様式の 2 (第 8 条の 2 関係)

森林組合 (生産森林組合) 定款変更届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 森林組合 (生産森林組合) の主たる事務所の
所在地

森林組合 (生産森林組合) 名

代表者氏名

年 月 日の総会 (総代会) において定款の変更を議決しましたので、
森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) (第 1 0 0 条第 2 項において準用する同法) 第
6 1 条第 4 項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

- 1 定款の新旧条文を記載した書類
- 2 定款の変更を議決した総会 (総代会) の議事録の謄本

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第 1 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 1 号様式 (第 9 条関係)

森林組合 (生産森林組合) 設立認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 発起人 住所

氏名 印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) (第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法) 第 7 8 条第 1 項の規定により、森林組合 (生産森林組合) の設立の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 定款及び役員選挙 (選任) 規程
- 2 設立当初の事業年度及びその翌事業年度の事業計画書
- 3 創立総会の議事録の謄本
- 4 役員選挙 (選任) 録の謄本
- 5 設立の経過の概要を記載した書類
- 6 設立準備会の議事録の謄本
- 7 役員経歴概要調書
- 8 その他知事が必要と認める書類

- 備考 1 発起人は、その全員の住所及び氏名を連記して押印してください。
なお、氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 1 3 号様式から別記第 1 5 号様式までを次のように改める。

別記第 1 3 号様式 (第 1 0 条関係)

森林組合 (生産森林組合) 解散決議認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合 (生産森林組合) の主たる事務所の
所在地

森林組合 (生産森林組合) 名

代表者氏名

印

森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) (第 1 0 0 条第 4 項において準用する同法) 第 8 3 条第 2 項の規定により、解散の決議の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 解散の理由を記載した書類
- 2 解散を議決した総会 (総代会) の議事録の謄本
- 3 解散を議決した当時の財産目録及び貸借対照表

備考 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 1 4 号様式 (第 1 1 条関係)

森林組合 (生産森林組合) 解散届

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 森林組合 (生産森林組合) の主たる事務所の
所在地

森林組合 (生産森林組合) 名

代表者氏名

森林組合 (生産森林組合) は、森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号)
(第 1 0 0 条第 4 項において準用する同法) 第 8 3 条第 4 項の規定により 年
月 日解散しましたので、同条第 5 項の規定により、次の書類を添えて届け出ます。

解散した当時の財産目録及び貸借対照表

備考 不要な文字は、抹消してください。

別記第 1 5 号様式 (第 1 2 条関係)

森林組合 (生産森林組合) 合併認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 森林組合 (生産森林組合) 選出設立委員
住所

氏名 印

森林組合 (生産森林組合) と 森林組合 (生産森林組合) とは合併したいので、森林組合法 (昭和 5 3 年法律第 3 6 号) (第 1 0 0 条第 4 項において準用する同法) 第 8 4 条第 2 項の規定により、次の書類を添えて申請します。

- 1 合併の理由を記載した書類
- 2 各森林組合 (生産森林組合) の総会 (総代会) の議事録の謄本
- 3 合併を議決した当時の各森林組合 (生産森林組合) の財産目録及び貸借対照表
- 4 合併契約書の謄本
- 5 合併の経過の概要を記載した書類
- 6 合併後存続する森林組合 (生産森林組合) 又は合併によって成立する森林組合 (生産森林組合) の定款及び事業計画書
- 7 各森林組合 (生産森林組合) に係る債権者に対する公告及び催告の手續を終了したことを証する書類
- 8 役員選挙 (選任) 録の謄本
- 9 その他知事が必要と認める書類

備考 1 設立委員は、その全員の住所及び氏名を連記して押印してください。

なお、氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 1 6 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第 1 6 号様式の 2 (第 1 4 条関係)

株式会社への組織変更認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 生産森林組合の主たる事務所の
所在地

生産森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法（昭和 5 3 年法律第 3 6 号）第 1 0 0 条の 8 第 1 項の規定により、株式会社への組織変更の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 組織変更をする理由を記載した書類
- 2 組織変更計画書
- 3 定款
- 4 組織変更計画を承認した総会（総代会）の議事録の謄本
- 5 組織変更計画を承認した当時の財産目録及び貸借対照表
- 6 債権者に対する公告及び催告の手続を終了したことを証する書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

備考 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 不要な文字は、抹消してください。

別記第 1 6 号様式の 3 (第 1 5 条関係)

合同会社への組織変更認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 生産森林組合の主たる事務所の
所在地

生産森林組合名

代表者氏名 印

森林組合法（昭和 5 3 年法律第 3 6 号）第 1 0 0 条の 1 6 第 1 項の規定により、合同会社への組織変更の認可を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

- 1 組織変更をする理由を記載した書類
- 2 組織変更計画書
- 3 定款
- 4 組織変更計画を承認した総会（総代会）の議事録の謄本
- 5 組織変更計画を承認した当時の財産目録及び貸借対照表
- 6 債権者に対する公告及び催告の手続を終了したことを証する書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

備考 1 申請者欄の代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2 不要な文字は、抹消してください。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県森林組合法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県森林組合法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 1 号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和 31 年熊本県規則第 59 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 本庁の欄中「課（センター）付」を「課（センター・グループ）付」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 2 号

熊本県公有財産取扱規則の一部を改正する規則
熊本県公有財産取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 17 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 4 号中「課（センター）」を「、課（センター・グループ）」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 3 号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則
熊本県物品取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 4 号中「の課（センター）」を「の課（センター・グループ）」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 4 号

熊本県庁舎等管理規則の一部を改正する規則
熊本県庁舎等管理規則（昭和 42 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 知事部局の本庁及び出納局の課（センター）が専用している室の項中「センター」の次に「・グループ」を加え、同表知事室、副知事室及び知事応接室の項中「秘書課長」を「秘書グループ課長」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 5 号

熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則
熊本県庁用自動車管理規則（昭和 46 年熊本県規則第 56 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号及び第 9 条中「センター」の次に「・グループ」を加える。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第16号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則
熊本県衛生事務に関する委任規則（平成3年熊本県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第24号ア中「及び法第15条の2第1項」を削り、「させる」を「させ、応じるべき」とし、同条第3項の規定により当該職員に検体等を提出し、又は当該職員による検体の採取に
同条第3項の規定により当該職員に検体等について検査を実施すること。同条第5項の規定により検体について検査を実施すること。
第1条第1項第24号カ中「退院させる」を「退院させ、及び同条第4項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により確認をする」に改め、同号カを同号クとし、同号オを同号キとし、同号エ中「同条第2項及び第4項」を「同条第3項及び第5項」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「並びに」を「及び」に改め、「及び法第22条第4項（法第26条において準用する場合を含む。）」を削り、同号ウを同号オとし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

コ 法第26条の3第1項の規定により検体等の提出を命じ、同条第3項の規定により当該職員に検体等を収去させ、及び同条第5項の規定により検体等について検査を実施すること。

サ 法第26条の4第1項の規定により検体を提出し、又は当該職員による検体の採取に必ずしもおこなうことを命じ、同条第3項の規定により当該職員に検体を採取させ、及び同条第5項の規定により検体について検査を実施すること。

第1条第1項第24号カ中「退院させる」を「退院させ、及び同条第4項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定により確認をする」に改め、同号カを同号クとし、同号オを同号キとし、同号エ中「同条第2項及び第4項」を「同条第3項及び第5項」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「並びに」を「及び」に改め、「及び法第22条第4項（法第26条において準用する場合を含む。）」を削り、同号ウを同号オとし、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 法第15条の2第1項の規定により当該職員に質問させ、又は必要な調査をさせること。
ウ 法第16条の3第1項の規定により勧告し、同条第3項の規定により当該職員に検体を採取させ、及び同条第7項の規定により検体について検査を実施すること。

附 則
1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現に効力を有する知事が行った処分その他の行為（改正後の第1条第1項第24号ア、ウ、コ及びサに掲げる事務に係るものに限る。）は、この規則の施行の日以後においては、熊本県保健所長が行った処分その他の行為とみなす。

熊本県福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第17号

熊本県福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県福祉事務所設置条例施行規則（平成25年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

蘇郡 磨郡	を	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に関する事務	熊本県菊池福祉事務所 玉名郡及び阿蘇郡
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に関する事務	熊本県八代福祉事務所 葦北郡及び球磨郡

に改め、同表に次のように加える。

阿蘇郡 球磨郡	を	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に関する事務	熊本県上益城福祉事務所 下益城郡
		生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による生活困窮者の自立の支援に関する事務	熊本県上益城福祉事務所 下益城郡

附 則
1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現に効力を有する熊本県宇城福祉事務所長がした処分その他の行為

為又は現に熊本県宇城福祉事務所長に対してされた申請その他の行為（いずれも生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護に関する事務又は生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律 105 号）による生活困窮者の自立の支援に関する事務に係るものに限る。）は、この規則の施行の日以後においては、熊本県上益城福祉事務所長がした処分その他の行為又は現に熊本県上益城福祉事務所長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県規則第 18 号

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則（平成 22 年熊本県規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 号中「第 21 条第 2 号」を「第 15 条第 2 号」に改め、同条第 2 号中「第 21 条第 4 号」を「第 15 条第 4 号」に改め、同条第 3 号中「第 21 条第 10 号」を「第 15 条第 10 号」に改める。
第 28 条を次のように改める。

第 28 条 削除

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 29 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 19 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「センター」の次に「・グループ」を加える。

第 14 条第 3 項中「第 21 条第 4 項」を「第 21 条第 6 項」に改める。

第 29 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、歳入の徴収又は収納の事務の委託契約において当該歳入の払込期限について別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。この場合において、当該歳入の払込期限は、特別の理由がある場合を除き、当該歳入を徴収し、又は収納した日から 7 日を超えない日までの範囲内で定めなければならない。
別表第 1 第 9 号中「氷川警察署」を削る。

別表第 4 知事部局の項中「秘書課」を「秘書グループ」に、

「子ども家庭福祉課	母子福祉 福祉資 社資金 関する 課長 佐を置 あつて
	児童扶 の回収 る課長 佐を置 あつて

「子ども家庭福祉課	母子福祉 福祉資 社資金 関する 課長 佐を置 あつて
	児童扶 の回収 る課長 佐を置 あつて

社資金、父子 金及び寡婦福 の貸付事業に 事務を担当す 補佐（課長補 かない場合に は主幹）	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る現金の出納及び保管に関する事務
養手当返納金 事務を担当す	児童扶養手当返納金の回収に係る現金の出納及び保管に関する事務

を

補佐（課長補 かない場合に は主幹）		社会福祉課	生活保 還金及 する事 課長補 を置か っては、		
社資金、父子 金及び寡婦福 の貸付事業に 事務を担当す 補佐（課長補 かない場合に は、主幹）	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る現金の出納及び保管に関する事務	に改める。			
養手当返納金 事務を担当す 補佐（課長補 かない場合に は、主幹）	児童扶養手当返納金の回収に係る現金の出納及び保管に関する事務				
護費に係る返 び徴収金に関 務を担当する 佐（課長補佐 ない場合に 主幹）	生活保護費に係る返還金及び徴収金の回収に係る現金の出納及び保管に関する事務				
<p>別表第 6 子ども家庭福祉課の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）の職にある出納員の項及び子ども家庭福祉課の児童扶養手当返納金の回収事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）の職にある出納員の項中「主幹」を「、主幹」に改め、同項の次に次のように加える。</p>					
社会福祉課の生活保護費に係る返還金及び徴収金に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては、主幹）の職にある出納員	当該課の会計職員	生活保護費に係る返還金及び徴収金の回収に係る現金の出納及び保管に関する事務			
別表第 6 に次のように加える。					
東京事務所の総務課長の職にある出納員	当該事務所の会計職員	1 歳入に係る現金の出納及び保管に関する事務			
大阪事務所の次長（次長を置かない場合にあっては主幹、主幹を置かない場合にあっては参事）の職にある出納員	当該事務所の会計職員	2 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事務			
別表第 7 の 1 2 の項中	「診療又は診断に要する経費（予防接種又は健康診断に要する経費を除く。）	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書	を
「診療又は診	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書		

断に要する 経費（予防 接種又は健 康診断に要 する経費を 除く。）			
解剖した死 体の搬送に 要する経費	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書

に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。